

平安貴族衣装の裃

—男性着用について—

Akome of Heian aristocratic costume
—About men wear—

鹿野 美由紀¹

¹大妻女子大学大学院人間文化研究科

Miyuki Shikano¹

¹Graduate School of Studies in Human Culture, Otsuma Women's University
12 Sanban-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan 102-8357

キーワード：衣装，平安時代，有職故実

Key words : Costume, Heian period, Yusokukojitsu

抄録

平安貴族女性の正装である裳唐衣装束は袴，単，桂，表着，唐衣，裳などから構成されている。その中で今回は，桂と裃の着用について着用実態の若干の整理と用例の分析を行った。

桂と裃を辞書で確認すると区別は，桂は裾の長いもので女性用のものとし，裃は裾の短いもので男性や幼童用のものとされている。しかし王朝物語を確認すると，桂の着用者にも男性はおり，同様に裃の着用者にも女性は見られる。また被物として使われることが多く，これは男女ともに贈られていた。また有職故実書で書かれていた説明も矛盾しているものも多く，実際の形状・着用について不明なことが多い。そのことを受けてか，現代の辞典類や注釈書類類の説明も曖昧なところが多くなっている。この研究の目的は，文学作品と古記録における用例の分析を行って，「裃」の着用実態の若干の整理と検討をしていくことである。

なお，今回は特に男性の着用について検討を行う。そのため，童と僧侶の着用の用例は除いた。

1. はじめに

現在発行されている解説書や辞書で「桂」項目を確認すると，「桂」は裾の長いもの及び女性用のものとし，「裃」は裾の短いもの及び男性用や幼童用のものを呼ぶとされていると描かれていることが多く，同じく「裃」項目を確認すると女性用は「桂」とも称すると書かれている。しかし，形や着用については不明な点が多い。

本稿は有職故実書や古記録，また中古文学作品の用例を通して，実際の使用方法や形について若干の考察を行うことが目的である。なお，今回は特に男性の着用について検討を行う。そのため，童と僧侶の着用は除いた。

2. 有職故実書の裃

表Iは『群書類従』と『続群書類従』に収録されている有職故実書において裃について記述され

ているものを，要素ごとにまとめたものである。以下，この表に即して見て行きたい。

ア（色）について記述されているものが多く，同時にキ（着用者）やク（官位）とともに記述されている。f.白の裃は二例ともu.老人であったが，それ以外の色の記述は着用者が定まらない。またw.公卿はa.紅（赤含む）であるとするものが複数ある。そのため色の着用は5『飴抄』にあるように官位によって区別されていたのではないかと考える。

また，現在多く説明されているオ（丈）についての記述は二つだけであり，うち一つは明治時代に編纂された『古事類苑』である。そのため，必ずしも丈の長さが違ったとは有職故実書のみでは言い切ることはできない。

イ（生地）・ウ（文様）についての記述は少ないが，共通してh.綾であること，小葵文であること

が書かれている。

エ（同時着用）される着用物についても同様に多くの有職故実書内で記述されていない。

またカ（着用時）・キ（着用者）で3『物具装束抄』以降でばらつきが見られる。

ケ（種類）については、製法や色の違いであると考えられる。

有職故実書の傾向としては、色に関する記述が多く、着用者の年齢によって着用できる種類が変わる。しかし重複して書かれていたのは公卿用の赤と老人用の白だけである。そのためこの二つは決まっていたと考えられる。また略してよいとするものが多いため、必ずしも着用しなくてもいいものであった。また、夏は省略するという記述に加え、主な着用時期は春冬と書かれている有職故実書が複数ある。そのため時代が下ると夏の着用はされていないと考えられる。有職故実書では着用者について、女性の着用が記述されているものはなかった。なお相と桂を明確に分ける丈の違いについての記述は見られなかったため、有職故実書だけでは両者の違いを丈であると言い切ることはできない。

3. 現在の辞典類・注釈書類

表Ⅱは有職故実と同じ要素でまとめたものである。

ア（色）については辞典類、注釈書類ともに a. 紅と f. 老年用の白については書かれているものが多いが、それ以外の色について説明があるものは少なかった。

イ（生地）やウ（文様）についても記述されているものは少なかった。

エ（同時着用）にはほぼすべての辞典類、注釈書類に「単の上に着用する」ということが書かれていた。また有職故実書ではあまり書かれていなかった i. 束帯の記述が多かった。

オ（丈）ではほぼすべての辞典類、注釈書類において「長さの短いもの」という記述が見られた。

またカ（着用時）では夏に着用する際は「裏を引きはぐ」ことが書かれているが、有職故実書に見られたような、l. 夏なし、といったことが書かれているものはなかった。

またキ（着用者）では、男女ともに着用すると書かれているものが多いが、女性用のものは特に「桂と呼ぶ」とされている辞典類が多かった。さらに年齢による着用者の違いはあまり書かれていない。同様にク（官位）によって着用が変わるなどや、ケ（種類）が相にあり区別されているということについても書かれているものはなかった。

辞典類の傾向としては、衣の間に着込むことに重点が置かれ、長さも短いものとして書かれていることが多い。また、長さについては「やや」などの曖昧にする単語が使われている。また、束帯の際に着込む枚数について数枚を重ねるとしている。

注釈書類の傾向は、単と下襲の間に着込めるものであることのみ説明が集中し、また童相の説明となっているものが多い。また、丈の短いことが多く書かれている。着用者の年齢による相の種類や色の違いについてはあまり書かれていない。色については辞典類と同じで赤と老人用の白についてのみ書かれているものはあった。また着用時と文様について書かれたものはなかった。

		有職故実書												
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
		助無智秘抄	満佐須計装束抄	物具装束抄	三條家装束抄	筋抄	後照念院殿装束抄	衛府官装束抄	連阿口傳抄	野槐服飾	装束抄	桃華装束	深窓秘抄	古事類苑
ア(色)	a. 紅(赤・緋含む)				○	○	○	○			○	○		
	b. 蘇芳	○	○	○										
	c. 萌黄				○	○		○						
	d. 薄色				○	○		○	○		○			
	e. 浅黄							○						
	f. 白						○				○			
イ(生地)	g. 染め										○			
	h. 綾				○							○		
ウ(文様)				○								○		
エ(同時着用)	i. 束帯													○
	j. 単													○
オ(丈)									○					○
カ(着用時)	k. 夏					○								
	l. 夏なし		○	○							○	○		
	m. 平常時			○										
	n. 常ではない								○					
	o. 略してよい			○							○	○		
キ(着用者)	p. 男													
	q. 女													
	r. 若人			○										
	s. 壮年				○	○					○			
	t. 中年				○						○			
	u. 老人					○								
	v. 老若通用			○										
ク(官位)	w. 公卿					○					○			
	x. 大臣					○								
ケ(種類)					○	○						○		

<表 I>

		辞書・注釈書																			
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	Q	R	S	T
		日本服飾史辞典	平安朝服飾百科事典	国史大辞典	角川古語大辞典	日本古代史大辞典	平安時代史事典	有職故実大辞典													
ア(色)	a 紅(赤・緋含む)		○				○	○						○	○		○				○
	b 蘇芳																				
	c 萌黄						○		○												
	d 薄色						○														
	e 浅黄						○														
イ(生地)	f 白	○																			
	g 染め																				
ウ(文様)	h 綾																				○
	i 綾																				
エ(同時着用)	j 束帯	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	k 単	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
オ(文)	l 夏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	m 夏なし																				
カ(着用時)	n 平常時																				
	o 常ではない																				
	p 略してよい																				
	q 男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	r 女	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
キ(着用者)	s 若人																				
	t 壮年																				
	u 中年																				
	v 老人																				
	w 老若通用																				
ク(官位)	x 公卿																				
	y 大臣																				
ケ(種類)	z					○	○														

<表II>

4. 文学作品

表IIIは文学作品における袷の用例をまとめたものである。本文はすべて小学館の『新編日本古典文学全集』によるものである。1~20までが男性着用, 21~25までが女性着用である。

物語において描かれている着用を見る限り、必ずしも男性や童に限って着用されているわけではなく、女性の着用も見られる。しかし、被物の用例で与える側の着用者はすべて男性であり、着用者数も男性が多い。また多くの有職故実書で男性の着用について重きが置かれて記述されている。

袷が被物にされたのは、表着では着用できるものが位によって決まっているため、その制限もなく、与えられた後も使用することができるものとして選ばれたのではないかと考えられる。

また男性から女性への被物の用例も見られる。これは男女の差なく着用できたものでなければ、被けられたとしても使えないため、同型の長さであったか、当時は男女ともに使用していたものであると考えられる。

また、長さを示す例として『国史大事典』で鈴木敬三氏のあげている、『枕草子』の

定澄僧都に桂なし、すくせ君に袷なし⁽¹⁾

という記述以外に長さについての記述は見られ

なかった。

色の使用は紅、蘇芳の例が多いが、蘇芳は『栄花物語』のみに見られた。蘇芳については着用者が下級のため、年齢よりも位官による差があったのではないと思われる。また有職故実書には見られなかった青い袷の着用があるが、これは滑稽話の用例であるため、実際の着用があったかは怪しい。同様に有職故実書には見られない色として『栄花物語』内に薄鈍色の袷があった。

また、文様についての記述は見られなかった。

生地については搔練が一例見られるだけであり、織り方などは記述されていない。

さらに有職故実書で見られた束帯との着用だが、文学作品では狩衣、袴、単との取り合わせはあったが、束帯との着用は見られなかった。

着用される季節は三月・八月・九月が各三例で多く、二月・十月が各二例、正月・七月・十一月・十二月が一例ずつであり、夏季の袷の着用は見られなかった。

文学作品の傾向は、被物としての使用が多く、与えられる人物は男性に限らない。しかし、女性から男性への被物の例はなかった。着用者の身分は帝から召次、女性まで幅広く、袷自体には着用制限はなかったものと考えられる。また、色や生地、同時着用物について記述されるのは、被物以外の用例のみであり、被物用例で同時着用物についての記述はみられなかった。着用される季節については、夏季の着用は見られず、多くの有職故実書の記述と一致する。しかし、七月・八月・九月の着用例が多いため、春冬に主に着用するという記述とは矛盾する。

Abstract

Mo Karakoromo costume is a full dress of the Heian aristocratic women hakama, Hitoe, Uchigi, table clothes, Karakoromo, it is composed of such as Mo. This time in which was carried out an analysis of some of organizing and examples of wear realities about the wear of Uchigi and Akome.

Distinction as to confirm the Uchigi and Akome in dictionary, Uchigi is assumed for the long ones and women skirt, Akome is the called the one for short and men and young child of hem. But when you check the dynasty story, down to the men wearer of Uchigi, women to the wearer's similarly Akome seen. Also which it is often used as an object to be things, which had been given to both men and women. The thing that description that has been written in Yusokukojitsu statement also contradicts many, the actual shape and it is often unclear about the wear. Or in response to the fact that, are also increasingly places ambiguous description of the modern dictionary class and commentary. The purpose of this study, carried out an analysis of some of organizing and examples of wear realities per "Akome" the literary works and the full record, is that it will consider the actual wear and Akome.

It should be noted in particular I do consider wearing men this time. Therefore, examples of the wear of the child and the priest was removed.

(受付日 : 2015 年 7 月 6 日, 受理日 : 2015 年 7 月 15 日)

鹿野 美由紀 (しかの みゆき)

現職 : 大妻女子大学大学院人間文化研究科言語文化学専攻日本文学専修修士課程 2 年

大妻女子大学文学部日本文学科卒業

修士論文課題として「平安貴族女性の裳唐衣装束」について研究を行っている。